

34. 仙台輪中とは

問 郷土史の本の中に「仙台輪中」という語がでてきます、これはどういうことですか。

答 仙台輪中とは、仙台城下の範囲内の地をいいます。城下と在郷との境界は、特に行政・司法の上からも厳密に確定して置く必要があったのです。そのため、城下絵図にもその境界線を点線または朱線で明示していました。この境界に引かれた囲線を「輪」といい、その輪の中を「輪中」〔わちゅう〕と称したのです。城下絵図を見れば一目瞭然ですが、仙台輪中について次のような資料があります。

1. 「御城下御境丁場御定」〔源貞氏耳袋 8〕（東北大学図書館所蔵。仙台市史資料 415）

『仙台輪之内、南ハ船町御材木蔵愛岩〔宕〕虚空藏堂⁽¹⁾ 御靈屋切並大年寺、西ハ八幡宮切、北ハ北山寺中光明寺堤権現御宮切并万寿寺、東ハ原ノ町御材木蔵天神宮薬師堂切之御定延宝三年⁽²⁾〔1675〕六月、

但、万寿寺大年寺ハ在郷分ニ候へ共 御廟被相立置候ニ付、仙台分ニ被成下候御下知、⁽⁶⁾

一 若林古 御城仙台分ニ被相定御下知寛保二年〔1742〕十二月、⁽⁷⁾

一 驚ヶ森御蔵并臨済院山中火薬調合所在郷分ニ取扱可申由御下知、⁽⁸⁾

右此ケ条御蔵方御定写 安政四年〔1857〕二月也、』

2. 「仙台市史」第1巻

『仙台城下の範囲、謂わゆる仙台輪中とは、南は船町御材木蔵愛宕虚空藏堂御靈屋ならびに大年寺を限り、西は八幡堂（大崎八幡）を限り、北は北山寺中、光明寺、堤、東照宮ならびに万寿寺を限り、東は原ノ町御材木蔵天神宮薬師堂を限るという発展ぶりを示した。この後寛保2年12月（1742）若林古城が加わった他は、仙台輪中は元禄年中〔1688－1704〕に略々定った。』この「仙台輪中」は公式用語として使われていました。その用例を挙げると、次のようなものが残っています。

1. 「仙台輪中鐵炮稽古討方四季共ニ被相明所之覚」（斎藤報恩会所蔵。仙台市史資料 473）

『（本文略）宝永七年〔1710〕六月廿六日』

2. 「法令集」（斎藤報恩会所蔵。仙台市史資料 518）

『（前略）

一 仙台輪中御火消一手毎ニ備之格式作法、前々より被定置候、（後略）

延享四年〔1676〕十一月』

3. 「仙台輪中御火消御格式」（東北大学図書館所蔵。仙台市史資料 519）

『（本文略）

享保八年〔1723〕三月』

なお、この「仙台輪中」を、私的に「仙台廓中」と記したり、「仙台洛中」というものもありました。

注(1) p. 183の注(1)参照。

注(2) p. 186の注(19)参照。

注(3) 東照宮。東照宮についてはp. 243の注(1)参照。

注(4) p. 277の注(4)参照。

注(5) p. 398の「143. 天満宮の櫻岡への移遷について」参照。

注(6) p. 70の「31. 無尽燈とは」参照。

注(7) p. 297の「114. 若林の地名について」参照。

注(8) 元禄10-15年〔1697-1702〕頃、伊達綱村が国見峠の東側、芋沢村吉成に創建した黄檗宗の寺。塔頭11舎もあり、最初綱村は自分の廟所とする目的だったという。明治維新後廃寺となり、今は寺址が残るのみ。綱村が寄進したと伝える弁財天を藏めた弁天堂が境内に残っており、今も多くの参拝者を集めている。

注(9) 「奥陽名数」（杜撰子編、弘化2〔1845〕）に次のような記事がある。

『仙台廓中所屬之村五

宮城郡国分村荒巻之内 萬日堂ヨリ御宮町西裏御旅宮〔おかりみや〕 前通清水小路丁荒町橋本ヨリ田町通鹿子清水江見通し夫ヨリ米ケ袋御預り人屋敷共河へ下り河通りハ竜ノ口下迄片瀬川御本丸御二ノ丸亀ヶ岡竜宝寺寂光寺ヨリ北山通り東ハ萬日堂脇迄

同郡小田原村之内 萬日堂東ヨリ御宮町通り御旅宮脇ヨリ原ノ町西御材木蔵迄見通し

同郡南目村之内 原町西御材木蔵前ヨリ御旅宮脇通り清水小路東裏南ハ連坊丁北裏ヨリ薬師堂木ノ下北裏マテ

同郡小泉村之内 薬師堂ヨリ連坊丁上リ清水小路東裏通り田町南側通り米ケ袋御預り人屋敷東ヨリ段々土樋若林米蔵河原町通北ハ染師町下通り足軽町保春院薬師堂連坊町迄

名取郡根岸村之内 評定所東向小人町鹿落坂御靈屋瑞鳳寺境内及松山寺鹿落觀音堂大蔵寺山守屋敷ヨリ東御路地町通ヨリ虚空蔵愛宕宮沢宗禪寺迄川通ハ宮城名取境片瀬片川也

同〔仙台廓中〕辻番所百八拾四ヶ所 内百二十ヶ所侍丁 六十四ヶ所町場

同〔仙台廓中〕五區

河内 大下馬 馬ノ木番所 外繫〔とつなぎ〕 追廻 扇坂 同外繫 御裏下馬

御米蔵 御二ノ丸破損会所 御花壇 御炭蔵 御裏御門通 同外繫 千貫橋 中ノ

坂 亀岡通 元支倉 筋違橋 御塩噌藏 濱橋通 三拾人町 山屋敷
大橋外南ノ方 吹貫御門 御塗師蔵 御家具蔵 御肴蔵 御蝶燭蔵 日影町 評定所
琵琶首 旧堂形川次 旧御花壇川次 中河原 御靈屋丁 鹿落 御路地町
大橋外北ノ方 吹貫御門 元御絵図所 御紙蔵 中ノ町 御作事方会所 御人足方会所
大工橋 中ノ瀬 大名小路 支倉 新坂 濱橋 角五郎 切通し 中島丁 拾
貳軒丁 五拾人町 牛越渡戸 賢淵
大手前大町通南方 片平丁 藤ヶ崎 良覚丁 本荒町 袋町 狐小路 道場小路 七
軒丁 鐵炮丁 桜小路 牢屋敷 三十三間堂 米ヶ袋 花淵河原 松源寺淵 元御
預所 六軒丁 猿牽丁 土樋 石垣町 石名坂 六郷堰 七郷堰 誓願寺渡戸 若
林御米蔵 東一番丁より十番丁迄 塩蔵丁〔しぎらちょう〕 末無丁 糜倉丁 百
騎丁 南町通 柳町通 御野干小路 六道辻 清水小路 五ツ橋 谷地小路 大河
原町 御名掛丁 細横丁 二十人町 鬼躅ヶ岡 材木蔵 天神下 ハツ塚 木ノ下
元茶畑 東海道 連坊小路 片平丁 柴田町 成田町 三百人町 五十人町 六拾
人町 保春院前 空虚木

大町通北ノ方 本櫓丁 中櫓丁 北櫓丁^{定禪寺通やくら}_{丁とも云} 元柳町 跡附丁 木町通
北一番丁より十番丁迄 支倉通 新坂通 土橋通 坊主町 石切町 御飼鳥屋敷
郷田町 半子町 御烟硝蔵 瓦焼場 北山^{御山下と}_{もいふ} 神子町 光明寺堤 鹿島ヶ崎
堤 堤通 北田町^{弓ノ町とも云} 才鎌町 上杉山通 中杉山通 光禪寺通 二本杉通 杉
山通 新日形町 畠町 勾当ノ台 新馬場 火見櫓 立町通 同心町 外記丁 定
禪寺通 元貞坂 本亀岡 大仏前 元寺小路 長丁 長刀丁 空堀丁 掃部丁 花
京院通 新名掛丁 御旅宮 車地蔵 茂市ヶ坂 小田原 山本丁 蜂屋敷 長丁通
金剛院丁 大行院丁 広丁 清水沼通 元牛小屋 新弓ノ町 鐵炮町』

『三堰

四ツ谷堰 仙台廓中及_{國分村之用水} 六郷堰 国分六ヶ村^{用水} 七郷堰 宮城名取七ヶ村_{用水}』

注(10) 「郷土史仙台耳ぶくろ」(三原良吉)に次の記事がある。

『仙台洛中 「こんなうまい物は仙台ラクジュウどこにも無かんべ」とか「仙台ラクジ
ュウさがしまわった」などという仙台語も今ではめったに聞けなくなった。

これは仙台市内の全地域という意味で文字では洛中と書き、いうまでもなく中国の歴史
で有名な洛陽が語源である。梁・唐・晋・漢・周の帝都で、河南省を流れる黄河の支流
洛水の北にあるので洛陽と称したという。これが日本に輸入されて京都の雅称となり、
洛中の名で呼ばれ京に上ることを上洛と称した。これをとり入れたのが仙台洛中で、お
そらく藩政時代京都に往来した儒者や画員などが六十二万石の御城下だというので、雅
称として仙台洛中といったのであろう。そんな意味もわからず常民までが日常仙台洛中

といいならわしたのはおもしろい。ただし私見では文書に仙台洛中の字は見あたらないから、ことばの上だけで生きていたのであろう。藩政時代に全市域を限って御城下と称したが、昔のお触れ書きには仙台輪中または輪ノ内と書いてある。輪というのは城下と在郷の境界のことで、昔は仙台城下を仙府と称し、仙府と在郷を略して仙在の境と書いた。輪はこの境を表わす線のこと、藩のお絵図所作製の仙台城下絵図には点線や朱引きで示してある。この線は測量によって明細に引かれており、仙在の境がはっきりしていないと行政上不都合があった。例えば城下外十里追放という刑法は境から十里以内に住むことは許されないが、御城下追放の場合は境から一またぎした所に居て差し支えないことになる。

伊達騒動の終った年の寛文十一年（一六七一）の冬、四代綱村は先代綱宗の吉原通いを騒動の一因として遊里、料亭の城下追放を命じ、当時舟町にあった遊女屋を残らず塩釜神社の表坂下の町に移し、料亭は城下外に退去させた。当時綱村は綱基といって、まだ十三歳であったが国老が飲みに行く連中のため粋をきかして輪の中からびんとはね越せば在郷のどこでもよろしいと取りはからった。新寺小路の二軒茶屋、下河原（明治になって新河原町となる）の五軒茶屋の地名がそれである。つまり輪から一步出れば洛外というわけであった。新寺小路の仙在の境は導仁寺門前で、河原町と在郷の境は小西邸の南境であった。

そのころの仙台洛中は今とちがって狭いものであった。これを城下に集中する主要な街道について仙在の境をいうと、関山街道は茶屋町の西、荒巻文珠堂に越える聖沢、根白石街道は北山羽黒堂前、奥州街道は堤町紹明寺門前、塩釜街道と東浜街道は櫛が岡の原町米蔵（今の仙台管区気象台）前の坂ノ下、これと前記の深沼街道の新寺小路導仁寺前、江戸道中の河原町小西邸前である。

小西邸前にはチョウギンネ（丁切根）と称する町木戸があった。追放に処せられた罪人は門外に土下座して罪状を申し渡され追放された。これらの城下入り口には藩の御仲下改所（おすあいどころ）と称する税関が置かれ、おすあい銭の名で通行の貨物から関税を徴収していた。

七北田刑場へ送られる死刑囚は、町奉行のはからいで、堤町を出端れた奥州街道の馬頭観音前で罪人の望みにより、最期の酒肴を馳走することになっていて、その酒肴は堤町端れの梅津茶屋で請負っていた。

それらの街道にまたがる仙在の境は、仙台領だけで死者二十五万を出した天明二年（一七八三）、三十万を出した天保七年（一八三六）の大飢饉には流民の行き倒れの場所となっていた。新河原町の桃源院、東九番丁の光寿院、東九番丁の久近寺、新寺小路の東秀院、天神下の金勝寺、願行寺、徳泉寺、北山の大法寺、山上清水などに今も立って

いる餓死供養塔は、当時、仙在の境に流民を救済する藩のカユ小屋が設けられ空腹にカユを食って逆に死ぬ者が絶えなかったからだ。仙台洛中洛外の境には、このような悲しい歴史が秘められている。』

資料 仙台市史第1、8巻（仙台市）

郷土史仙台耳ぶくろ（三原良吉）

宮城県史第32巻（宮城県）

35. 「家の女房」とは

問 伊達家の系図を見ますと、例えば政宗の4男宗泰や6男宗高の生母が、いずれも「家の女房」としてあります。代々の藩主の公子公女についても、同様に記されている個所が随分あります。「家の女房」とはどのような人をいうのですか。

答 「家の女房」とは、もとは貴顕の家に仕える侍女をいったのですが、次第に公家の側室を指すようになり、やがてこれにならって武家の側室をもそのように呼ぶようになったのです。例えば「藩翰譜」第1巻（新井白石）の中にも、次のような記載が見られます。

『越前家

三河守殿〔結城秀康〕ハ徳川殿〔家康〕ノ第二ノ御子御母家ノ女房（下略）』

これを「徳川諸家系譜」第1（続群書類從完成会編。底本：内閣文庫所蔵「徳川幕府家譜」（内題「御家譜」）・「柳營婦女伝系」）の相当する個所に当たります。

『秀康卿

（前略）御母於万之方（家康妾永見氏）（下略）』とあり、「家の女房」とは、いわゆる「側室」であることがわかります。

さて、伊達家の系譜には、「伊達家系譜」（「仙台人名大辞書」（菊田定郷）・「宮城県通史」⁽¹⁾（清水東四郎）などに収録）のような原初の形と見られるもの、次にそれを基礎にして幕府に書き上げた「伊達家家譜」（「寛政重修諸家譜」に収録）のようなかなり整理を加えたもの、更に「伊達略系」（作並清亮）や「東藩史稿」の公子公女伝のように後世入念に整備したものがあります。それらを便宜に、A・B・Cの3類とし、要点を次表のように対比させますと、疑問点をよりよく氷解することができます。